

令和 6 年指定基準及び介護報酬における高齢者虐待関係の改正

1 指定基準

○身体的拘束等の適正化の推進

- ・これまで施設サービス（地域密着型介護老人入所者生活介護）、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護）について規定されていたが、居宅介護支援事業所等を含むすべての介護サービス事業所について規定された。（1年間の経過措置）

※多機能系サービス、短期入所系サービス

身体的拘束の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）が義務付けられた。

※その他のサービス

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録が義務付けられた。

2 介護報酬

○高齢者虐待防止措置未実施減算

- ・令和 3 年指定基準の改正により設けられた、高齢者虐待防止措置について、3年間の経過措置が満了したことに伴い、実施をしていない場合は減算されることになった。（すべての施設・事業所）

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。福祉用具貸与は、3年間の経過措置あり。

○身体拘束廃止未実施減算

- ・施設サービス（地域密着型介護老人入所者生活介護）、居住系サービス（認知症対応型共同生活介護）に加えて、多機能系サービス、短期入所系サービスについて、身体拘束廃止未実施について減算されることになった。（1年間の経過措置）